

# 新型コロナワクチン 接種のお知らせ



市特設HP

問い合わせ／市新型コロナワクチンコールセンター（☎0120-110-795・聴覚障がいの方向けFAX543-5749）

## ワクチンの追加接種（3回目接種）

日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、感染予防効果や高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが報告されています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、初回接種（1回目・2回目接種）を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。

市では、追加接種の接種体制を構築するため、医師会等と調整を図り、準備を進めています。接種券は、2回目接種の完了から8か月となる月の前月に、順次発送予定です。その他、接種体制やスケジュール、予約方法等の詳細が決定した際は、接種券に同封する文書に記載するほか、広報紙やHP、SNS等でお知らせします。

**対象**／初回接種（1回目・2回目接種）を完了したすべての方

※当面は18歳以上の方が対象

**使用ワクチン**／1回目・2回目接種に使用したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社ワクチン又はモデルナ社ワクチン（交互接種も可能）

**接種間隔・接種回数**／2回目接種完了から8か月以上の間隔において1回接種

**接種期間**／令和4年9月30日（金）まで

## 初回接種（1回目・2回目接種）を受けていない方へ

### 【療養等のために今まで接種できなかった方】

次のとおり予約枠を順次開放しています。なお、予約時間や予約枠数については、ワクチンの供給状況や予約枠の空き状況により変動します。詳細はコールセンターにお問い合わせいただくか、Web予約サイトでご確認ください。

**接種日時**／令和4年1月7日（金）以降の各金曜日及び土曜日の13時～13時30分

※原則3週間後の同じ曜日・時間に2回目接種

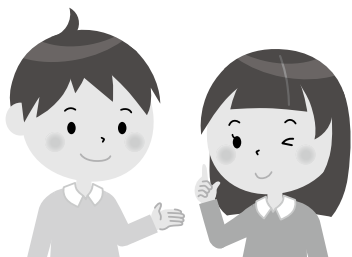
**接種医療機関**／ヘリオス会病院（広田824-1）

**予約枠数**／金・土曜日ともに各30枠

**予約方法**／コールセンターに電話又はWeb予約

### 【新たに12歳になる方】

対象年齢に達した翌月に接種券を発送しています。詳細は、接種券に同封される文書をご覧ください。なお、12歳の方の接種機会を確保するため、上記ヘリオス会病院での接種予約の他に専用枠を設けています。



## マイナンバーカードを利用してスマホから

### 「コロナワクチン接種証明書(電子版)」の取得が可能に



問い合わせ／接種証明書全般＝厚労省新型コロナワクチンコールセンター (☎0120-761770)  
マイナンバーカード全般＝マイナンバー総合フリーダイヤル (☎0120-95-0178)

現在、海外渡航者に対し紙で発行しているコロナワクチン接種証明書が、スマートフォンの専用アプリからマイナンバーカードによる本人確認を行い申請することで、国内用及び海外用の電子版接種証明書を取得できるようになります。

利用開始時期等の詳細は決まり次第、市HPやSNS、広報紙等でお知らせします。なお、国内における接種事実の証明には、引き続き、予防接種済証等が利用できます。

#### 【証明書の取得の流れ】

- ①スマホで接種証明書のアプリをダウンロード  
※スマホはマイナンバーカードが読み取れるものに限る
- ②マイナンバーカード＋4桁の暗証番号（マイナンバーカードの受取時に設定した番号）で申請
- ③パスポートの情報をアプリで読み取り
- ④接種情報を2次元コード付き接種証明書の形でアプリに交付

## 【確定申告はパソコンやスマホから！】問い合わせ／上尾税務署 (☎048-770-1800)

混雑する税務署に出向かなくても、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、スマートフォンやパソコンからe-Taxで送信できます。

#### パソコンから

マイナンバーカードをICカードリーダーで読み込み、暗証番号を入力して送信

令和4年1月以降からICカードリーダーがなくても、パソコン画面に表示された2次元コードをスマートフォンで読み取れば、マイナンバーカードを使って送信可能になります！

#### スマホから

「マイナポータルアプリ」をインストールして、マイナンバーカードを読み取り送信

※マイナンバーカードや対応する端末を持っていない場合は「ID・パスワード方式」での送信が可能です。※ID・パスワードは、全国どこの税務署でも発行できます（運転免許証等の本人確認書類をお持ちください）

## 償却資産の申告は1月31日(月)まで

申告対象となる方や令和3年中に法人市民税の「法人設立(設置)届」を提出された方などには、12月上旬に申告書類を郵送しています。

その他／課税標準額が150万円に満たない方には、申告書の発送をしていません。詳細は市HPをご覧ください

問い合わせ／税務課家屋担当(内線2263～2265)

## 申告用の納付額確認書を交付

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を口座振替で納付した方に、保険税(料)の納付額確認書を1月下旬までに郵送します。

納付書で納付した場合などで納付額確認書が必要な方は、国保年金課、介護保険課又は両支所福祉グループに申請してください。

問い合わせ／国民健康保険税・後期高齢者医療保険料＝国保年金課(内線2653・2663)  
介護保険料＝介護保険課(内線2673・2675)

